○○自治会防犯カメラ設置運用基準

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作　成　例

（趣　旨）

第１条　この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める目的を達

成するため、　　　自治会に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置の目的）

第２条　防犯カメラは、　　　自治会内における犯罪防止や事故防止を図るとともに、

地域住民の安全・安心を確保することを目的とする。

（設置年月日）

第３条　防犯カメラは、令和　　年　　月　　日より設置する。

（管理責任者等）

第４条　防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図るため、管理責任者等を置くものとする。

２　管理責任者は、　　　自治会長とする。

３　管理責任者は、防犯カメラの操作取扱者を置く。

４　操作取扱者は、下記のとおり管理責任者が指定した者とする。

（設置の場所等）

第５条　設置の場所は、別紙配置図のとおりとし、防犯カメラの設置台数は　　台とする。

２　防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲

示する。

３　表示板には、設置者名を記載する。

　(防犯カメラの維持管理)

第６条　管理責任者は、設置した防犯カメラ等について必要に応じて修繕等を行うなど、適正な維持管理に努めること。

（画像データ及び記録媒体の管理）

第７条　防犯カメラの画像データ(以下「画像」という)及び記録媒体の管理については、次の事項を遵守しなければならない。

1. 画像及び記録媒体の取り扱いについては、適正な場所に管理するとともに、安全管理対策を万全にしておくこと。

（２）記録した画像は、不要な複写加工を行わないこと。

（３）画像の外部持ち出しを禁止すること。

（４）画像から知り得た情報を漏洩しないこと。

（５）画像の保存期間は、３０日以内とし、保存期間を超えた画像については適正に消去すること。

（６）記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄すること。

　（画像の利用及び提供）

第８条　画像は、第２条に規定する目的以外に利用したり、第三者へ閲覧又は提供したりしてはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

（３）捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため、情報提供を求められた場合

（苦情等への対応）

第９条　管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせ

があった場合は迅速かつ誠実に対応すること。

記

|  |
| --- |
| 管　理　責　任　者 |
|  | 住　　　　　所 | 氏　　　　名 |
| 自治会長 |  |  |
| 操　作　取　扱　者 |
| カメラの設置番号 | 住　　　　　所 | 氏　　　　名 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |